

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第30号

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例

相模原市簡易水道条例(平成18年相模原市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第14条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。